

# 保険外併用療養費について (選定療養費)

## ▼ 同一傷病にて180日を超えて入院される方

同じ傷病による通算の入院が180日を超えると、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費(自費)として患者様の負担となります。

※通算の入院とは

傷病で入院された日から180日を超えて対象となりますが、他の病院から移ったり、他の病院へ移った場合でも、同じ傷病であれば継続となります。ただし、1度退院されて3ヶ月以上経過していると、再入院されてもリセットされます。

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。なお、この他にも選定療養から除外される場合があります。

- ・厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ・重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- ・脊髄損傷等の重度障害者
- ・人工呼吸器を使用されている方
- ・人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

当院では、入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

急性期一般入院料1

1日につき 2,785円 (税込)

## ▼ 制限回数を超えるリハビリの保険外併用療養費について

疾患別リハビリテーションの標準的算定日数（保険適用の期間）を超えた場合は、月13単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費『選定療養（自費）』として自己負担していただきます。料金は下記の通りです。なお、回復期リハビリテーション病棟に入院中の場合や疾患により13単位を超えて行える場合もあります。

本館 3階	料金（1単位 20分につき）(税込)
脳血管疾患等リハビリテーション料（I）	2,695円
廃用症候群リハビリテーション料（I）	1,980円
運動器リハビリテーション料（I）	2,035円
呼吸器リハビリテーション料（I）	1,925円